

南丹保健所管内栄養管理連携パスの手引き

令和6年2月

- 1 趣旨
高齢化による介護を必要とする療養者が増加する中で、病院・施設・在宅と療養者の移動があった場合に、これまでの栄養ケアの履歴が移動先に十分に伝わることで、食事の支援が必要な人が切れ目なく、安心・安全な食生活を送ることができ、結果として低栄養の予防、QOLの維持・向上につながると考えられる。
これらの実現を目指し、栄養情報提供書、食形態名称一覧表及び配食サービスリストを作成し、まとめた。
さらに、令和5年度新たに「おうちの「食」サポートシート」（暫定版）を作成し、在宅でも安心・安全な食生活を送ることができることを目指す。
また、この手引きでは、南丹地域での運用方法について定める。
- 2 作成
南丹保健所在宅療養者栄養管理支援事業コア会議
(協力：南丹保健所管内栄養士連絡協議会)
- 3 内容
 - (1) 栄養情報提供書
 - ア 趣旨
看護サマリ等のみでは情報が不足時に、より詳しい栄養管理情報を栄養士間連携により共有する際の管内共通様式として活用する。
 - イ 運用について
 - ・対象者について
特別な栄養ケアが必要と病院や施設が判断した人
 - ・連絡方法
FAX等(受け取った旨の連絡は随時行う)
 - (2) 食形態名称一覧表の作成
 - ア 趣旨
管内の同意が得られた施設の一覧を作成。一覧表が出来ることで、看護サマリ等に記載してある食形態名称の理解が可能となる。食形態の分類による、調理の状態や、特徴等を追記する。
また、スムーズに連絡をとるために、連絡先を追記する。
栄養士以外の職種でも幅広く活用することで、食形態の理解が深まる。
 - イ 運用について
栄養士は、食形態について理解を深めて活用する。また、他職種からの相談があった場合は、必要に応じて対応する。
 - (3) おうちの「食」サポートシート(暫定版)
 - ア 趣旨
在宅への移行時の食形態を適切に情報共有するためのツール。
本人や家族に配布し、食形態に関する情報提供を行う。このツールを介し、栄養士以外の職種でも適切に情報共有できることを目的とする。
 - イ 運用について
 - ・対象者について
在宅への移行時の食形態の情報共有が必要と病院や施設が判断した人
 - ・栄養士は、食形態について理解を深めて活用するとともに、活用時には対象者に説明を行う。また、他職種からの相談があった場合は、必要に応じて対応する。
 - (4) 配食サービスリスト
 - ア 趣旨
調理や買い物が困難な方や、病状や食形態に合わせた食事が必要な方に対する配食サービスの一覧の作成。
- 4 その他
 - (1) 運用開始 令和2年3月
 - (2) 評価及び見直しは保健所を事務局とし、上記コア会議及び連絡協議会と協議・調整し、進める。また、食形態一覧表及び配食サービスリストについては、2年に1回程度更新する。
 - (3) 栄養情報提供書の様式及び配食サービスリストは管内各関係機関にて活用出来るよう、南丹保健所ホームページに掲載する。